

米台原子力協力協定

【協定更新までの経緯】

- 1955年7月 米台原子力協力協定署名
- 1971年10月 中華人民共和国が国連に加盟、台湾が国連を脱退
- 1971年12月 台湾がIAEA脱退、米・IAEA・台湾保障措置協定を締結
- 1972年4月 新協定署名、存続期間40年(後42年に延長、1978年の米中国交正常化・米台国交断絶後も存続)
- 2009年5月 米・UAE原子力協力協定で**濃縮・再処理の放棄を法的拘束力のある誓約として規定**
- 2010年～ 米連邦議会、核不拡散コミュニティで濃縮、再処理の禁止を「ゴールドスタンダード」として他の協定にも含めるべきとする議論が高まる
- 2013年12月 再三の検討作業の後、オバマ政権は濃縮、再処理の禁止について「ケース・バイ・ケース」で適用するとの考えを表明
- 2014年1月 濃縮・再処理の放棄を含む米台協定案を議会に提出
- 6月22日 90日の議会審議期間を終えて米台協定発効

【更新された協定の特徴】

- 大半の国が台湾との外交関係を有していないため、台湾との間で協定を締結できず、米台協定を通じて移転した原子力資機材に係る規制権を行使している**(米台協定が更新できない場合には台湾はあらゆる国から原子力資機材を輸入できなくなるという弱い立場にある)**
- こうした事情もあって台湾は濃縮、再処理の放棄に当初から前向きであったと考えられる
- 議会は濃縮、再処理の禁止を歓迎する一方、有効期間が無期限となったことについては一部に議会の関与を狭めるとして批判的な意見がある

ゴールドスタンダードの有無に加えて協定有効期間も原子力協力協定に関する議会審議の焦点になっている(議会は、有効期間が無期限の協定を一度承認すると、その後の議会による監視の機会が失われてしまうことを懸念)